

議第90号

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）職住共存特別用途地区建築条例の一部を改正する条例の制定について

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）職住共存特別用途地区建築条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成19年 9 月 6 日提出

京 都 市 長 梶 本 頼 兼

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）職住共存特別用途地区建築条例の一部を改正する条例

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）職住共存特別用途地区建築条例の一部を次のように改正する。

第 3 条本文中「別表第 2（ち）項第 3 号及び第 4 号」を「別表第 2（ち）項第 2 号及び第 3 号」に改める。

第 7 条第 1 項各号列記以外の部分中「の各号」を削り，同項第 1 号中「第 52 条第 1 項第 4 号及び第 53 条第 1 項第 3 号」を「第 52 条第 1 項第 3 号及び第 53 条第 1 項第 4 号」に改め，同条第 2 項各号列記以外の部分中「の各号」を削り，同項第 1 号中「第 52 条第 1 項第 4 号及び第 53 条第 1 項第 3 号」を「第 52 条第 1 項第 3 号及び第 53 条第 1 項第 4 号」に改める。

附 則

この条例は，平成19年11月30日から施行する。ただし，第 7 条の改正規定は，公布の日から施行する。

提案理由

建築基準法の一部改正に伴い，規定を整備する必要があるので提案する。